〇 主文

- 本件各控訴をいずれも棄却する。

控訴費用は控訴人らの負担とする。

〇 事実

一 控訴代理人らは「1 原判決を取消す。 2 本件を大阪地方裁判所に差戻す。」との判決を求め、被控訴代理人は主文と同旨の判決を求めた。 二 当事者双方の主張は、次に訂正・付加するほか、原判決事実摘示のとおりであるから、これを引用する。

(訂正)

- 1 原判決四枚目裏七行目の「法に基づく」の次に「市町村が行う第一種」を、九行目の「事業計画決定」の前に「先ず都道府県知事が市街地再開発事業の施行区域等を定めた都市計画の決定をし、それに基づき施行者である市町村が施行規程及び事業計画を決定し、事業計画で定められた設計の概要について都道府県知事の認可を受ける。そして、その後」をそれぞれ挿入する。 2 同五枚目表八行目、裏一〇行目及び六枚目表三行目の各「申請又は」をいずれ
- 2 同五枚目表八行目、裏一〇行目及び六枚目表三行目の各「申請又は」をいずれ も削除する。
- 3 同六枚目表四行目から七枚目裏八行目までを次のとおり改める。
- 2 市街地再開発事業計画決定は、前記1(1)記載のとおり施行地区内の土地、建物の権利者に対し種々の権利制限をもたらすものであるから、このような権利制限が右事業計画決定の直接の法的効果ではなく事業計画の公告に対し特に法が認めた付随的な効果であるとしても、講学上いわゆる準法律行為的行政行為として処分性がある。
- (2) 次に前者においては、施行区域内の者が権利の変動を最終的に受けることになるとしても、その内容は千差万別であり、しかも権利者は店舗による営業の継続を前提とするものではないから、その被むる不利益は損失補償によつて満足させられ得る。したがつて、事業計画後の手続を進めることによつて権利者の受ける被害はそれ程大きいものではない。

これに対し後者においては、施行区域内の権利者が再開発ビル内で店舗を取得し従前の営業の継続を前提としているから(もつとも再開発ビルに店舗を取得しないるが、それは例外である。)、権利変換によつて与えられる店舗で営業したとて、顧客の確保は、再開発ビルの配置、構造及びキーテナントの出店場所のほか、に、顧客の確保は、再開発ビルの配置、構造及びキーテナントの出店場所のほかである。そして、権利者が再開発ビルの部分に権利床を与えられることになるかという、いわゆる権利の張り付けは形式的には事業計画後の権利変換計画の段階の問題ではあるが、実質的には既に事業計画の段階でそれが出来上つており(そうでなければ再開発ビルの規模、構造、資金計画等を決定できず、事業計画自体を立案することが不可能となる。)、本件にお

いても、再開発ビルの一号館にはイズミヤが、二号館には控訴人らがそれぞれ入る予定になつている。しかし、このようなやり方ではイズミヤのみが繁栄し、控訴人らの店舗には顧客が回遊してこないことが明白であるから、このような権利の張り付けは控訴人らの営業権を侵害することになるが、権利変換は、従前の土地、建物に関する権利に代えてその価格に見合う再開発後の新たな資産に関する権利を与えるものであるから、これに対する不服の申立は、その評価の適否に関する範囲に限られ、営業権の侵害に対する救済を求めることができないものである。したがつて控訴人らは、事業計画決定自体によつて営業権を侵害されることになるから、この点からしても事業計画決定の処分性が根拠づけられる。

点からしても事業計画決定の処分性が根拠づけられる。 仮に事業計画決定の処分性が否定されて本件訴が却下されることになると、控訴人 らは右に述べたように事業計画の実行により営業権を侵害されながら裁判上の救済 手段を奪われることになるから、憲法三二条に違反するものである。」

4 同八枚目表一〇行目から一一行目の「床面積、位置関係」を「位置関係、床面 積」と改める。

三 証拠(省略)

〇 理由

一 当裁判所も本件事業計画決定の取消を求める控訴人らの本件訴は不適法として 却下すべきものと判断するが、その理由は次に付加・訂正するほか、原判決理由説 示のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決一一枚目表一〇行目の「行政庁の行為が」の次に「行政事件訴訟法三条 二項にいう」を挿入する。

2 同一三枚目表二行目の「申請又は」を「登記の」に改め、裏三行目の「申請又 は」を削除する。

3 同一四枚目表五行目の「特定の」から六行目の「(一般処分)。」までを「私人の法律上の地位ないし権利関係に直接に影響を及ぼすものではない。控訴人のは、施行地区内の土地・建物について権利を有する者が事業計画決定によりの表であり、それらは、正とが起りのものであり、それ自体によっては控訴人ら一一行目の「このは、憲法三二条の趣旨に反しない。」を「憲法三二条は、訴訟の当事者とを前提して、このような訴訟につき裁判所の判断を求める法律上の利益を有するである。」と、憲法三二条の趣旨に反しない。」を「憲法三二条は、訴訟の当者をを前提して、このような訴訟につき裁判所の判断を求める法律上の利益を有することをあるを前提して、このような訴訟につき本案の裁判を受ける権利を保険したものである案の裁判が、処分性のない行為の取消を求める訴の利益を欠く訴訟につき、本知の表別ではない、任意といって、表別ではない、の言義判所ではない、の言義判所ではない、によりによる。」とそれぞれ改める。

二 そうすると、前記判断と同旨の原判決は相当であつて、本件控訴は理由がないから、民訴法三八四条によりこれを棄却することとし、控訴費用の負担につき同法 九五条、八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 仲西二郎 長谷喜仁 下村浩蔵)